

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（区画整理事業）葛巻下地区）計画を変更することについて平成23年1月11日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成23年1月24日から同年2月14日まで縦覧に供する。

平成23年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造